

税理士から 年間 **203** 件の
相談を受ける元国税調査官が執筆

税務調査の不安を払拭！

「貸倒損失」

徹底解説 レポート

株式会社 KACHIEL
代表取締役 CEO

久保 憂希也

KUBO YUKIYA

貸倒損失について
専門書などにも
載っていない事を
専門書以上に詳しく
分かりやすく解説

民法改正の影響も含めて
「総論」を解説した上で
不明確な計上基準など
それぞれの論点を
20,000 字超の
レポートとして執筆

～専門書にすら載っていない・・・税理士・会計事務所の超実務書～

貸倒損失の税務判断基準・正しい法的理解・更正の請求

目次

プロフィール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
貸倒損失の総論・全体像・・・・・・・・・・・・・・・・	2
債権は時効で消滅したのか？・・・・・・・・・・・・	5
時効の援用とは何か？・・・・・・・・・・・・・・・・	8
時効期間は何年なのか？・・・・・・・・・・・・・・	11
債務免除（債権放棄）する・・・・・・・・・・・・・・	14
債務免除で寄附金課税になる場合・・・・・・・・・・	17
債権の一部を債務免除は認められるか？・・・・・・・・	21
法律上の貸倒れ全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
貸倒通達9-6-1になぜ【破産】が載っていないのか？	27
取引先（法人）の破産はいつ貸倒損失が計上されるのか？	29
破産の貸倒損失に関する裁判事例を正しく理解する	32
個人（事業主）の取引先が破産した場合の貸倒損失計上の考え方	35
「法律上の貸倒れ」の流れと時期・・・・・・・・・・	39
「事実上の貸倒れ」の論点・注意点・・・・・・・・・・	44
「形式上の貸倒れ」の論点・注意点・・・・・・・・・・	46
貸倒損失の立証責任は国税か納税者か？・・・・・・・・	48
破産を事由とした貸倒損失の更正の請求をする場合の注意点	51
貸倒損失で更正の請求をする根拠をどう明示するか？	54
貸倒損失の実務判断（総論）と注意点・・・・・・・・	59

PROFILE

久保 憂希也（くぼ ゆきや）元国税調査官
株式会社 KACHIEL 代表取締役／CEO

1977 年 和歌山県和歌山市生まれ

1992 年 智弁学園和歌山高校入学

1995 年 慶應義塾大学経済学部入学

2001 年 国税庁入庁 東京国税局配属

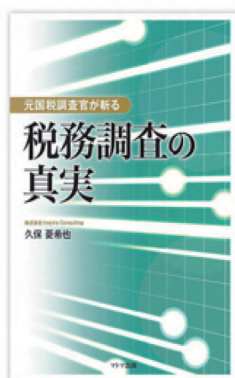
2008 年 株式会社 InspireConsulting を設立

税務調査のコンサルタントとして活動。2011 年より全国で税務調査対策研究会を開催し、1,000 人超の税理士に「税務調査の正しい対応方法」を教えている。

また、税理士が質問・相談できる会員制サービス「習得会」には 500 名以上が入会しており、年間約 1,000 件の税務調査に関する質問を受けている。

【講演実績】

- 東京税理士会認定研修「税務調査の徹底講座」
- 九州北部税理士会・博多支部「税務調査の極選ノウハウ」
- TKC北陸会「税務調査の正しい受け方・適正な反論のやり方」
- 岐阜青年税理士連盟「税務調査のイロハ」
- 中国ミロク会計人会「重加算税の賦課要件と立会い時の対応方法」 など多数



CHAPTER 1

貸倒損失の総論・全体像

税理士・会計事務所の実務上よく出てくる貸倒損失ですが、

特別損失に計上する

- ⇒ **税務調査に選定されやすい**
- ⇒ 貸倒損失の計上基準が不明確（実際には所得が計上された期に計上、もしくは気付いた期に計上しているなど）
- ⇒ **損金性の否認または期ズレ**、さらには5年以上前の貸倒損失で時効（永久差異）

など、論点が多い項目であり、かつ多額になりやすいので注意が必要なのですが、意外に深く考えられていない論点でもあります。

また、民法改正（時効など）の影響も含めて、まずは「総論」を解説したあと、次項以降で順次、各論点を細かく解説していきます。

まず、法人税法上は貸倒損失を個別に定めた法律規定はなく、第22条3項3号の「損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの」に該当すれば損金になるという考え方です。そのうえで、貸倒損失が上記の「損失」に該当するのか判断基準が曖昧であることから、通達9-6-1～9-6-3が基準の例示として規定されています。貸倒損失が「損失」になるかどうかは、金銭債権が社会通念上、回収が不可能と評価できる事実が必要（課税要件）になることから、

（１）法的に債権が消滅した場合

もしくは

（２）法的には残っているものの実質的に回収不能である場合

に該当するかどうかで判断するのが本論です。

通達9-6-1は上記（１）の例示であり、通達9-6-2（および9-6-3）は上記（２）の例示と考えれば理解しやすいでしょう。

9-6-1：法律上の貸倒れ

9-6-2：事実上の貸倒れ

9-6-3：形式上の貸倒れ

実務上は、9－6－3から判断した貸倒損失の計上が多いとは思いますが、債権は法的に残っているものの、実質的に回収できない（と顧問先が言う）場合は、9－6－2の判断が必要なケースもあります。

貸倒損失の可否について税務調査では事実認定によるところが大きいため、督促・相手方の状況など、いかに客観的な事実を残すのかも大事になってきます。

CHAPTER 2

債権は時効で消滅したのか？

税務調査において貸倒損失が問題になりがちなのは、貸倒損失を計上した内情が、

所得が（多額に）計上される（予定）

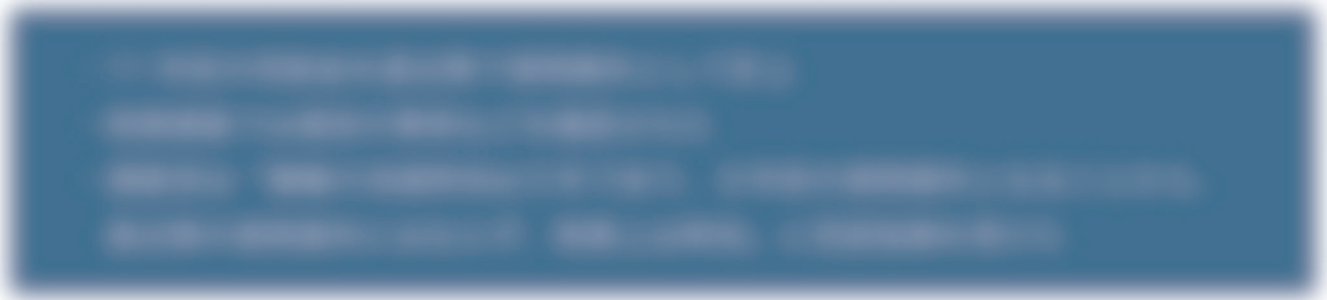
⇒ 所得・税額を減らす手立てを考える

⇒ 長年回収できていない売掛金を探す

⇒ それら売掛金全額を貸倒損失に計上すると欠損が生じるので一部だけ貸倒損失にする

というのが調査官に「見え見え」なので、調査では厳しく追及されることになります。

さて、現実の税務調査を見ていると、貸倒損失を否認指摘する調査官の論理・根拠が間違っていることが非常に多いです。例えば、下記のような調査事案が典型例です。



債権は、時効により消滅したのか？

債権は、時効により消滅したのか？

債権は、時効により消滅したのか？